

# 株式会社イブバイオサイエンスの動物福祉指針

(福祉—1)

株式会社イブバイオサイエンス

平成 23 年 11 月 11 日

承認：代表取締役 竹之下 誠

改定平成 26 年 3 月 6 日

訂正平成 26 年 4 月 1 日

訂正平成 26 年 6 月 30 日

訂正平成 28 年 7 月 5 日

## 前文

実験動物は医療技術の向上、新薬の開発、生命科学の発展に欠かせない生物資源である。我々は、実験動物の科学上の利用にあたって、適切な利用に配慮するとともに、できる限りの苦痛の排除することが重要である。

そのために「動物の愛護及び管理に関する法律」はもとより、「動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針（環境省告示）」および「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準（環境省告示）」並びに文部科学省、厚生労働省および農林水産省から示されている「動物実験等の実施に関する基本指針」に基づき、実験動物に対する感謝の念および責任をもって適切な飼養、保管ならびに科学上の利用を図らねばならない。

また弊社の取り扱う実験動物がカニクイザルをはじめとする霊長類であることを考慮し、我々は感染症の予防や生態系への影響ならびに人の生命、身体等への侵害を防止し、周辺環境の保全に努める責務があることからこの福祉指針は「感染症の予防および感染症の患者に対する医療に関する法律」ならびに「特定外来生物による生態系に係る被害の防止に関する法律」にも基づき、実験動物に対する適切な飼養・保管・輸送を行うための指針とする。

この指針の実行にあたり下記に規定する社長、実験動物管理者、動物実験管理者、管理獣医師および動物福祉委員会が中心となり運用を行うものとする。

### 1. 社長の責務

- ① イブバイオサイエンスにおける動物福祉に関する全ての責務を負う。
- ② 動物福祉に関する規定等を策定し、社員に動物福祉の精神に基づいた実験動物の取扱の徹底を図る。
- ③ 動物福祉委員会を設置する。
- ④ 社員の教育訓練を的確に実施し、イブバイオサイエンスの動物福祉員会規定を設けさらに関連法令の周知を図る。
- ⑤ 実験動物管理者を社員から経験ならびに資格等を考慮し任命する。
- ⑥ 動物実験管理者を社員から経験ならびに資格等を考慮し任命する。
- ⑦ 社員の健康と安全を確保し、周辺地域の生活環境保全に努める。
- ⑧ 動物福祉に配慮しつつ、科学的に適正な実験動物の管理等を行うために必要な施設設備を整備する。
- ⑨ 動物福祉委員会より答申のあった動物実験に対し承認ならびに経過・終了報告の確認を行う。
- ⑩ 「動物実験等の実施に関する基本指針」への適合性に関する自己点検・評価、関連事項について情報公開を行う。

## 2. 実験動物管理者の任務

実験動物管理者は実験動物の飼養保管及び実験動物施設を適切に運営管理するため、下記の事項につき調査し、社長に意見ならびに改善の提案を行う。

- ① 実験動物の施設ならびに飼育設備に関する事項
- ② その他実験動物の飼養・保管についての適切な運営に関する事項
- ③ 施設使用方法の改善に関する事項
- ④ 施設の使用調整に関する事項
- ⑤ その他動物福祉の観点から実験動物の飼養ならびに施設運営の改善に必要な事項

## 3. 動物実験管理者の任務

動物実験管理者は、動物実験を適正で円滑に実施するために、実験動物施設および施設の管理運営に努めるとともに、動物実験の責任者としての任務を行う。

## 4. 管理獣医師

### (1) 位置づけ

「感染症の予防および感染症の患者に対する医療に関する法律」に従い、社長が任命し届出をしている獣医師を管理獣医師とする。

### (2) 任務

- ① 施設の衛生管理の責務を負い、その実施ならびに職員にその指導助言を行う。
- ② 飼養動物の獣医学的ケアに責任をもち、その実施ならびに職員に指導助言を行う。
- ③ 飼養、取扱い、鎮静、鎮痛、麻酔や安楽死処分などの適切な実施と、その作業に携わる職員に指導を行う。

## 5. 動物福祉委員会

### (1) 位置づけ

動物実験計画の審査、実施状況及び結果の把握、教育訓練、自己点検・評価、情報公開、その他動物実験の適正な実施に関する社長の諮問、助言組織とする。委員会運営のための必要な事項は別途定める。

### (2) 任務

動物福祉委員会は適切な動物実験と飼養・保管を実施するために下記の任務を行い、社長に報告する。また実験動物の飼養保管や実施される動物実験の基本指針への適合性について自己点検を行う。

- ① 動物実験申請書の実験処置内容の確認・審査
- ② 標準作業手順書が動物福祉的に適切かどうかの確認、助言
- ③ 飼養・輸送施設ならびに動物実験の実態の査察、報告、助言
- ④ 規定等の改正の要請

- ⑤ その他動物福祉に関する問題及び社長からの諮問に対する審議、報告
- ⑥ 教育訓練の年次計画

## 6. 教育訓練

関連法規の遵守や動物福祉、試験成績の向上を図るために、職員の教育ならびに訓練を実施する。教育訓練の詳細については、別に定める。

## 7. 飼養・輸入計画の立案

- ① 実験動物特に霊長類の生理、生態、習性ならびに施設での生育状況を加味して飼育機材や施設の改善し、健全な飼養の向上に努める。
- ② 霊長類の需要に関する情報を収集し、弊社の輸入量の適正化に努める。
- ③ 霊長類の生産国ならびに生産会社の生産量や生産体制に留意し、健全な実験動物が輸入できるように、輸入計画を策定する。

## 8. 飼育管理の方針

- ① 作業手順書等を定め、適切な飼養と人獣共通感染症を含め感染事故の防止を図る。
- ② 実験動物の健康と安全を保持し、その特性に応じた飼育環境整備に努める。
- ④ 実験動物の成長過程に応じた飼育管理を行う。
- ⑤ 飼育管理者には実験動物技術者等の資格の取得を推奨する。

## 9. 実験動物の輸送

「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準」や「実験動物の輸送に関する手引き」（日本実験動物協会）を踏まえ、動物特性に応じた安全でストレスの少ない輸送に努める。

## 10. 動物の処分

「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準」、「動物の殺処分方法に関する指針」（環境省告示）、「実験動物の安楽死処分に関する指針」（日本実験動物協会）に準拠し、苦痛の少ない方法でもって処分をおこなう。

## 11. 飼養ならびに試験中の不測の苦痛に関する対応

飼養中に不測の苦痛が生じたときは、管理獣医師の判断により処置を実施する。実験中の場合は、管理獣医師の判断を尊重し、その動物実験の責任を持つ動物実験管理者と管理獣医師が相談の上、管理獣医師が適切な処置を計画・実施する。

#### 附則

本指針の実効性を高めるために細則等は別途必要に応じ制定する。

#### 指針の改廃

本指針の改廃は運営会議の議を経て行う。